

奈良県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年七月八日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県条例第十一号

奈良県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

奈良県立高等学校等設置条例（昭和三十一年十月奈良県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表奈良県立青翔中学校の項の前に次のように加える。

奈良県立国際中学校	奈良市
-----------	-----

### 附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。